特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名				
11	倉吉市	予防接種に関する事務	基礎項目評価書		

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

公表日

令和5年10月26日

Ι 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務					
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等に関する事務を行っている。 具体的には、特定個人情報を次に掲げる事務に利用している。 ①予防接種の対象者の把握 ②予防接種の実施及び接種履歴管理 ③給付支給の請求の受理、請求に係る審査 ④給付の支給を受けるための届出等の受理、届出等に係る審査 ⑤予防接種実費徴収 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の提供・照会を行う。 ・予防接種証明書の交付に関する事務を行う。					
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)					

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

3. 個人番号の利用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以 下「番号法」という。)

•第9条第1項

・別表第一 項番10、93の2

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定 める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)

・第10条、第67条の2

番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録シ ステムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)

く選択肢>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	:号法第19条第8号 照会)別表第二 項番16の2、17、18、19、115の2 是供)別表第二 項番16の2、16の3、115の2	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 総務部 総務課

電話 0858-22-8112

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 連絡先

倉吉市 健康福祉部 健康推進課

0858-27-0030

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	3年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	3年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
_	項目評価		占項日評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く					
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供を]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網	読しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部!	<u></u> 盖査			
9. 従業者に対する教育・唇	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

変更箇層		1 - 0 - 0			
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I -5-①②	福祉保健部 保健センター 所長 大西 康浩	健康福祉部 保健センター 保健センター所長	事後	
令和1年6月26日	I -7	682-0044 鳥取県倉吉市小田458 倉吉市 福祉保健部 保健センター 0858-26-5670	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 総務部 総務課 電話 0858-22-8112	事後	
令和1年6月26日	I -8	682-0044 鳥取県倉吉市小田458 倉吉市 福祉保健部 保健センター 0858-26-5670	〒682-8611 鳥取県倉吉市小田458 倉吉市 健康福祉部 保健センター 電話 0858-22-8124	事後	
令和1年6月26日	II-1, II-2	平成27年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和3年3月5日	表紙 評価書名	倉吉市 予防接種法に関する事務 基礎項目評価書	倉吉市 予防接種に関する事務 基礎項目評価 書	事後	
令和3年3月5日	表紙 個人のプライバシー等の 権利利益の保護の宣言	倉吉市は、予防接種法に関する事務における 特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人 情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識 し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発 生させるリスクを軽減させるために適切な措置 を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利 益の保護に取り組んでいることを宣言する。	定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバ	事後	
令和3年3月5日	I -1 -(1)	予防接種法に関する事務	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特 別措置法による予防接種に関する事務	事後	
令和3年3月5日	I -1 -(2)	予防接種法に基づき、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務を行っている。 予防接種法に基づき、以下の事業を行っている。 ①予防接種の対象者の把握 ②予防接種の実施及び接種履歴管理 ③給付支給の請求の受理、請求に係る審査 ④給付の支給を受けるための届出等の受理、届出等に係る審査 ⑤予防接種実費徴収	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等に関する事務を行っている。 具体的には、特定個人情報を次に掲げる事務に利用している。 ①予防接種の対象者の把握 ②予防接種の実施及び接種履歴管理 ③給付支給の請求の受理、請求に係る審査 ④給付の支給を受けるための届出等の受理、届出等に係る審査 ⑤予防接種実費徴収 ⑥新型インフルエンザ等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務	事後	
令和3年3月5日	I -1 -3	健康管理システム(予防接種)	健康管理システム(予防接種)、宛名システム、番号サーバ(団体内統合宛名システム)、中間 サーバー	事後	
令和3年3月5日	I -3	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一 項番10	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)・第9条第1項・別表第一項番10、93の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)・第10条、第67条の2	事後	
令和3年3月5日	I-4-②	番号法第19条第7号 (照会)別表第二 項番16の2、17、18、19 (提供)別表第二 項番16の2、16の3	番号法第19条第7号 (照会)別表第二 項番16の2、17、18、19、115 の2 (提供)別表第二 項番16の2、16の3、115の2	事後	
令和3年3月5日	I-5-12	健康福祉部 保健センター 保健センター所長	健康福祉部 健康推進課 健康推進課長	事後	
令和3年3月5日	I -8	682-0044 鳥取県倉吉市小田458 倉吉市 健康福祉部 保健センター 0858-26-5670	682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市 健康福祉部 健康推進課 0858-27-0030	事後	
令和3年8月4日	I -1-②	防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別 措置法に基づき、予防接種により住民全体の 免疫水準を維持するとともに、予防接種費用の 一部を助成することにより、疾病の発生予防を 行っている。また、予防接種事務の報告等に関 する事務を行っている。 具体的には、特定個人情報を次に掲げる事務 に利用している。 ①予防接種の対象者の把握 ②予防接種の実施及び接種履歴管理 ③給付支給の請求の受理、請求に係る審査 ④給付の支給を受けるための届出等の受理、 届出等に係る審査 ⑤予防接種実費徴収 ⑥新型インフルエンザ等対策(特定接種・住民 接種)の実施に関する事務	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種胃用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等に関する事務を行っている。具体的には、特定個人情報を次に掲げる事務に利用している。①予防接種の対象者の把握②予防接種の対象者の把握②予防接種の実施及び接種履歴管理③給付の支給を受けるための届出等の受理、請求に係る審査④給付の支給を受けるための届出等の受理、信係る審査⑤予防接種実費徴収⑥新型コナウイルス感染症対策に係る予防接種に係る審査・・予防接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を登録、・予防接種の実施後に接種記録等を登録、・予防接種の実施後に接種記録等を登録、・予防接種の実施後に接種記録の提供・照会を行う。・予防接種証明書の交付に関する事務を行う。・予防接種証明書の交付に関する事務を行う。	事後	
令和3年8月4日	I -1-③		健康管理システム(予防接種)、宛名システム、番号サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月4日	I -3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)・第9条第1項・別表第一項番10、93の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)・第10条、第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)・第9条第1項・別表第一項番10、93の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)・第10条、第67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和3年8月4日	II-1, II-2	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月17日	I -3	症対策に係る予防接種事務におけるワクチン	番号法第19条第17号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第7号(委託先への提供)	事後	
令和3年9月17日	I-4-2	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年10月26日	I -1-3	番号サーバ	番号連携サーバ	事後	